

インターネットにおける青少年保護に関する政府の取組

2025年6月26日

総務省

情報流通振興課

吉田 弘毅

目次

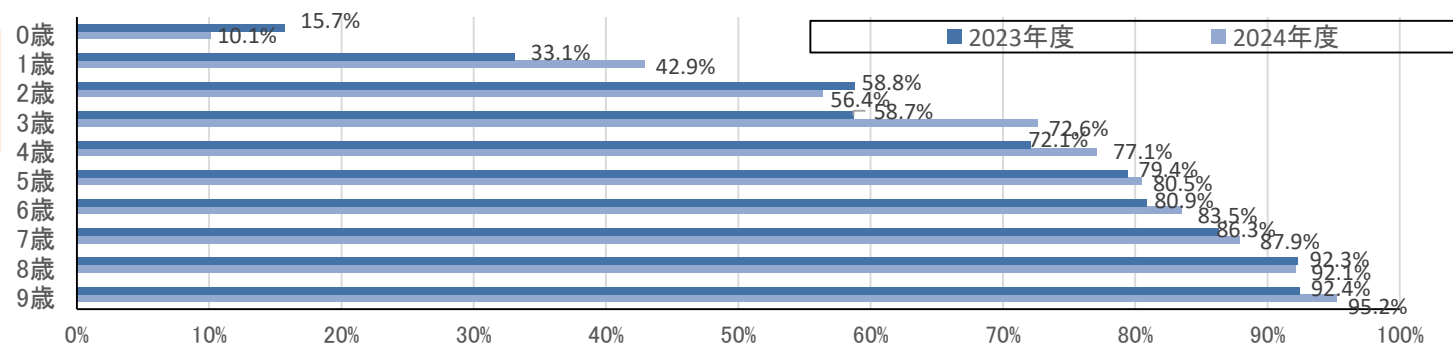
1. 青少年のインターネット利用動向とトラブル
2. 青少年インターネット環境整備法
3. フィルタリングと、ペアレンタルコントロール
4. その他の取組（教材、e-ネットキャラバンなど）
5. 青少年に関するリスクと今後の検討

1. 青少年によるインターネット利用動向とトラブル

- 10～17歳によるスマホ等を利用したインターネット利用率は **9割以上** で高止まり。
- 0歳～9歳におけるインターネット利用率は、**9歳においては95.2%** であり、インターネット利用の低年齢化が進展。
- インターネットを5時間以上利用していると回答した青少年は**約42%**、平均利用時間は**約5時間2分**であり、利用時間の長時間化も課題。

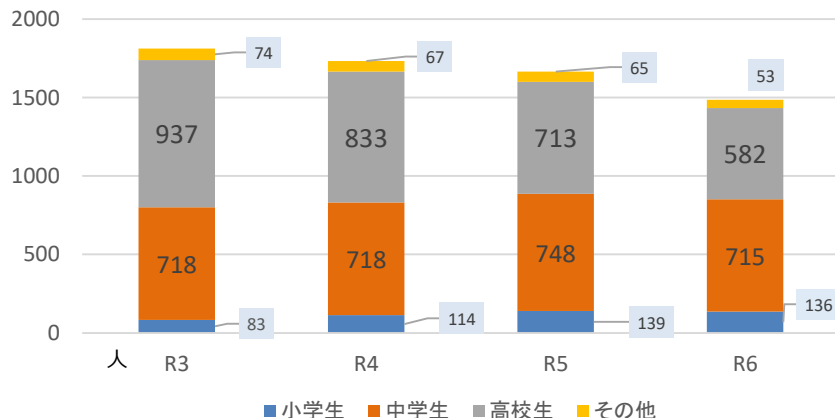
【青少年（0歳～満9歳）のインターネット利用状況】

出典：こども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」のデータに基づき、総務省作成



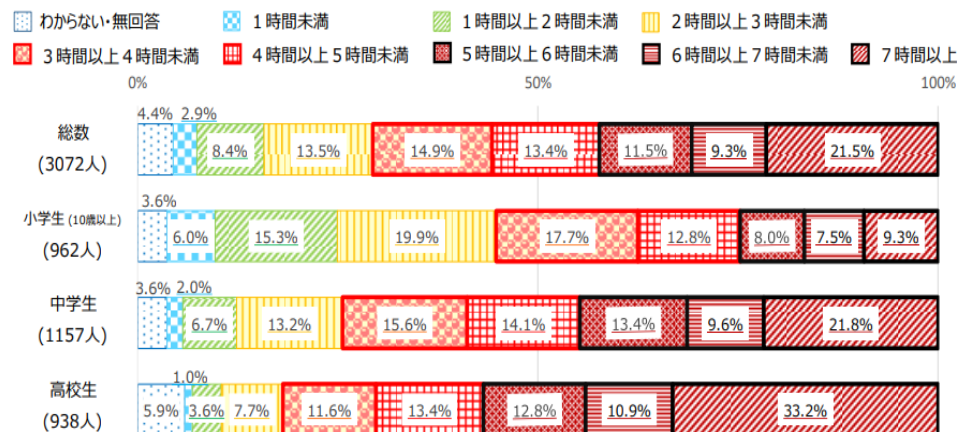
【SNSに起因する事犯による被害児童・生徒数の推移】

※児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪が対象



出典：警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

【青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計/平日1日あたり）】



出典：こども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

目次

1. 青少年のインターネット利用動向とトラブル
- 2. 青少年インターネット環境整備法**
3. フィルタリングと、ペアレンタルコントロール
4. その他の取組（教材、e-ネットキャラバンなど）
5. 青少年に関するリスクと今後の検討

青少年インターネット環境整備法

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

基本理念 (第3条)

(H21年4月1日施行/H30年2月1日改正法施行)

青少年の適切なインターネット活用能力習得

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導（国等は支援）

基本計画の策定 (第8条)

こども政策推進会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定め、その実施を推進する。

携帯電話事業者等の義務 (第13条～第16条)

青少年確認

フィルタリング説明義務

フィルタリングサービス提供義務

フィルタリング有効化措置義務

OS事業者の努力義務

フィルタリング有効化措置や、フィルタリング利用容易化措置等が円滑にできるようにOSの開発を行うよう努める

特定サーバー管理者の努力義務 (特定サーバー管理者には、電子掲示板やSNSを含む)

特定サーバーを利用して青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき等には、その情報を青少年による閲覧ができないようにするための措置をとるよう努める。

第6次基本計画の概要

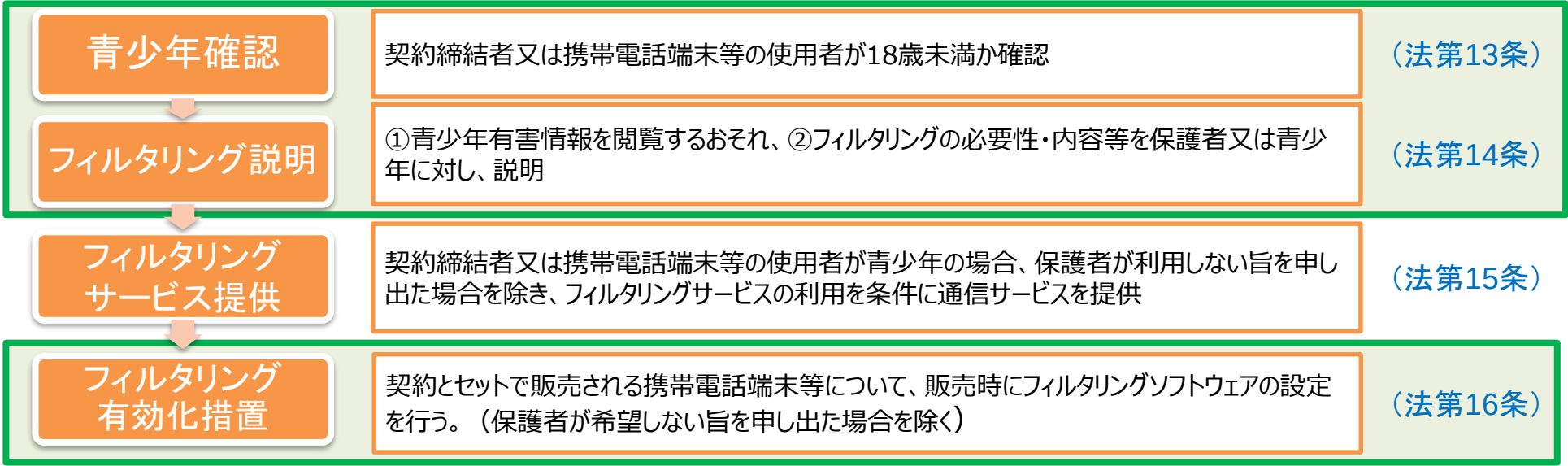
〔 令和6年9月9日こども政策推進会議決定 〕

背景：インターネット利用の低年齢層化、生成AIの普及、偽・誤情報の流通や拡散 など

- ① **利用制限から利活用前提へ**（青少年が自立的・主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進）
- ② **低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化**（技術的手段による青少年保護の推進）
- ③ **ペアレンタルコントロールの重要性**（教育的手段による青少年保護の推進）

青少年インターネット環境整備法で、携帯電話事業者及び代理店に対して、下記を義務付け

※緑枠は平成29年の改正で追加された義務



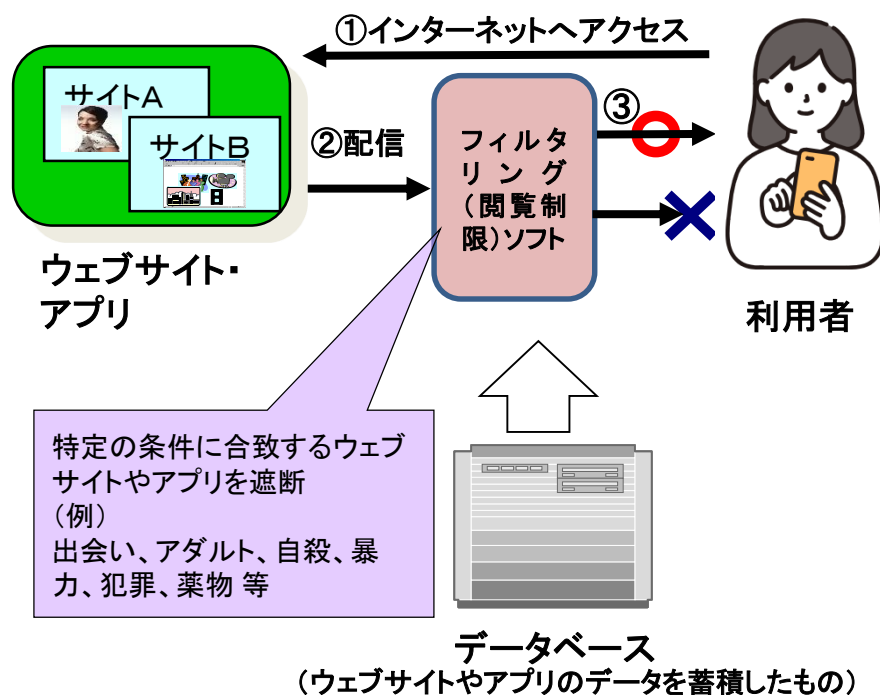
(注) その他 上記「1.」の青少年確認において、保護者等に対して、携帯電話端末等を青少年に使用させるために契約を締結しようとする場合にはその旨を申し出ることを義務付け

フィルタリングサービスによる閲覧制限の対象(一例)

種類 (モード)	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
制限対象	ゲーム、動画、音楽など			
	懸賞、成人娯楽など	懸賞、成人娯楽など		
	SNSなど	SNSなど	SNSなど	
	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など	出会い、アダルト、違法など

- **携帯電話事業者等**には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、**フィルタリングサービスの提供が義務付けられている**。
- ペアレンタルコントロールは、保護者が、こども発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理すること。**技術的手段**と、**非技術的手段（家庭内のルールづくり等）**とに分かれる。
- OS事業者からは、Webサイトへのアクセスの制限、アプリのインストールや利用の制限、利用時間の管理等ができる**ペアレンタルコントロール機能が提供されている**。【**提供義務などはない**】

携帯事業者が提供するフィルタリング



OS事業者が提供するペアレンタルコントロール機能

Webサイトへのアクセス制限

- ・アダルトコンテンツと判定されたWebサイトへのアクセスの制限
- ・指定したWebサイトのみへのアクセスの許可

課金制限

アプリの使用制限

- ・成長度合（年齢）に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

(例)

レート	内容
4+	不適切なコンテンツは含まれない
9+	9歳未満の子どもに不適切
12+	12歳未満の子どもに不適切
17+	17歳未満の子どもに不適切



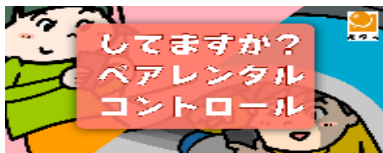
青少年等に対する取組

フィルタリングの利用促進

- ・携帯事業者各社によるフィルタリングの継続的な利用を促す取組のフォローアップを実施。
- ・携帯電話事業者・販売代理店への義務の履行実態を把握するため、覆面調査を実施。

ペアレンタル・コントロールの普及促進

（2024年5月に
公表した保護者
向け動画の）



青少年のリテラシー指標
（ILAS）等に係る調査

高校生ICT
カンファレンス

インターネットトラブル事例集

2009年度より毎年更新
全国の地方公共団体・小中学校に周知。
2025年版を2025年

<掲載事例>

- ・コミュニケーショントラブル
- ・不適切投稿
- ・偽・誤情報、生成AI
- ・闇バイト
- ・オンラインカジノ



リテラシー向上のコンテンツ提供・紹介サイト

e-ネットキャラバン

学校等での無料の講座を全国で開催。
（一財）マルチメディア振興センターと連携
（2024年度：2,167件、約44万人）



<講座内容>

- ・ネット依存
- ・ネット詐欺 等

ICTリテラシー啓発教材

2025年3月に公表し
全国の地方公共団体・小中学校にも周知。

<掲載内容>

- ・デジタル空間の特徴
- ・闇バイト、なりすまし詐欺等



幅広い世代に対する取組

デジタル・ポジティブ・アクション

総務省と官民の
多様な関係者が
連携して、
2025年1月
より実施



誹謗中傷対策サイト

（一社）ソーシャルメディア利用
環境整備機構、（一社）セー
ファーインターネット協会及び
法務省と共同で、特設サイト
を開設し、周知を実施。

新たな課題や技術の登場を踏まえた取組

ネット上の偽・誤情報

・啓発教育教材や
講師用ガイドラインを作成。
第2版を2025年2月に
公表し、



生成AI活用リテラシー

教材を作成。
2024年4月に公表



目次

1. 青少年を取り巻くインターネット環境
2. 青少年インターネット環境整備法と制度
3. フィルタリングと、ペアレンタルコントロール
4. その他の取組（教材、e-ネットキャラバンなど）
5. 青少年に関するリスクと今後の検討

- 青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備基本計画
- こども家庭庁を中心に、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等について検討。

推進の枠組み

青少年インターネット環境整備法（平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行）

基本理念（第3条）

青少年の適切なインターネット活用能力
習得

青少年の有害情報の閲覧機会の
最小化

民間主導（国等は支援）

青少年インターネット環境整備基本計画（第8条） ※ 3年を目途に見直し

第6次基本計画（令和6年9月9日こども政策推進会議決定）

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

（平成20年9月12日内閣府特命担当大臣決定）

事務局：こども家庭庁成育局

オブザーバー省庁：警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省

青少年インターネット
環境整備推進課長
会議

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

●座長 曾我部真裕 京都大学教授 ●座長代理 上沼紫野 弁護士・安心ネットづくり協議会理事

事務局：こども家庭庁成育局

構成員省庁：公正取引委員会・警察庁・消費者庁・こども家庭庁・**総務省**・法務省・文部科学省・経済産業省

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

●座長 曾我部真裕 京都大学教授 ●座長代理 上沼紫野 弁護士・安心ネットづくり協議会理事

事務局：こども家庭庁成育局

構成員省庁：公正取引委員会・警察庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省

＜議論にあたっての視点＞

1. 青少年の安心・安全を確保を第一で、青少年保護と、青少年によるインターネット活用のバランス。
2. 青少年のネット利用の際に直面するリスクが多様化する中、リスクに応じた総合的な対応。
3. 取るべき優先順位と、対応の方向性の検討をあわせて行う。
4. 諸外国の規制等の学びつつ、関係省庁が連携して検討を行う。

議論の方向性

- ① リスクの多様化への対応（青少年インターネット環境整備法）→特定サーバー管理者など
- ② リスクの多様化への対応（民間企業等による自主的な取組）→フィルタリングなど
- ③ コンテンツ・リスクへの対応（アダルト広告等 青少年に有害なおそれがあるもの）→自主的な取組
- ④ コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）
- ⑤ 消費者関連リスクへの対応
- ⑥ 横断的リスクへの対応（生成AI等）
- ⑦ 横断的リスクへの対応（低年齢化、長時間利用、メンタルヘルス、アルゴリズム）
- ⑧ 広報・啓発

- コンテンツ・リスク：
子供が受け取るコンテンツにまつわるリスク
- コンダクト・リスク：
子供が他の子供に生じさせるリスク
- コンタクト・リスク：
子供がデジタル環境に関わる際のリスク
（性的人身売買、チャット・グルーミング含む。）
- 消費者関連リスク：
消費者としてのリスク
（個人情報に基づきターゲットにされる）
- 横断的なリスク：
プライバシー・リスク、先進技術のリスク、健康
や幸福のリスク

ご清聴ありがとうございました。

インターネットにおける青少年保護に関する政府の取組

2025年6月26日

総務省

情報流通振興課

吉田 弘 毅